



発行 新潟県

第 49 号

令和7年6月24日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 657 管理理容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 658 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 659 肥料の登録の有効期間更新（農産園芸課）
- 660 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 661 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 662 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 663 兼用工作物の管理方法に係る協議成立（道路管理課）

雑 報

- 一般競争入札の実施（大学・私学振興課）

告 示

◎新潟県告示第657号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和7年6月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 講習会の主催者の名称及び住所
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター（理事長 遠藤 弘良）
東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01 8階
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 業務部
東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01 8階
- 3 講習会場、講習日程及び講習科目
 - (1) 講習会場の名称及び所在地
新潟ユニゾンプラザ
新潟市中央区上所2-2-2
 - (2) 講習日程及び講習科目
第1日（10月27日）公衆衛生（4時間）
衛生管理（2時間）
第2日（10月28日）衛生管理（6時間）
第3日（11月4日）衛生管理（6時間）
- 4 受講資格
令和7年9月2日までに、理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事したものであること。
- 5 受講料
1人 20,000円

◎新潟県告示第658号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和7年6月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 講習会の主催者の名称及び住所
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター（理事長 遠藤 弘良）
東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01 8階
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 業務部
東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01 8階
- 3 講習会場、講習日程及び講習科目
 - (1) 講習会場の名称及び所在地
新潟ユニゾンプラザ
新潟市中央区上所2-2-2
 - (2) 講習日程及び講習科目
第1日（10月27日）公衆衛生（4時間）
衛生管理（2時間）
第2日（10月28日）衛生管理（6時間）
第3日（11月4日）衛生管理（6時間）
- 4 受講資格
令和7年9月2日までに、美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事したものであること。
- 5 受講料
1人 20,000円

◎新潟県告示第659号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新した。

令和7年6月24日

新潟県知事 花 角 英 世

生産業者の名称及び住所	胎内市 新潟県胎内市新和町2番10号
登録番号	新潟県生第414号
有効期間	平成25年6月24日から令和10年6月23日
肥料の種類	混合有機質肥料
肥料の名称	ゆうき太郎
保証成分量	窒素全量 2.7パーセント りん酸全量 3.5パーセント 加里全量 1.7パーセント
その他の規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり

◎新潟県告示第660号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農用地改良保全（中山間地域総合整備）事業に係る換地計画を定めたので、令和7年6月25日から同年7月23日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年6月24日

新潟県知事 花 角 英 世

事業主体名	地区名（換地区名）	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	八手地区（稲川換地区）	換地計画書の写し	出雲崎町役場

- 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間を経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第661号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農用地改良保全（中山間地域総合整備）事業に係る換地計画を定めたので、令和7年6月25日から同年7月23日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年6月24日

新潟県知事 花 角 英 世

事業主体名	地区名（換地区名）	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	八手地区（市野坪換地区）	換地計画書の写し	出雲崎町役場

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間を経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第662号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農用地改良保全（中山間地域総合整備）事業に係る換地計画を定めたので、令和7年6月25日から同年7月23日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年6月24日

新潟県知事 花 角 英 世

事業主体名	地区名（換地区名）	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	八手地区（田中換地区）	換地計画書の写し	出雲崎町役場

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間を経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第663号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和7年6月24日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 道路の種類及び路線名
一般国道 291号
- 2 道路の位置
南魚沼市島新田字水押534番4から同市島新田字水押533番2まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 水路管理者 南魚沼土地改良区理事長
所在 南魚沼市六日町949番地6
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
関係図面に表示するところによる。
- 5 管理の期間
令和7年5月8日から当該施設の存続する日まで

雑 報

一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第1項の規定により、新潟県立大学体育館天井落下防止対策及び改修工事について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年6月24日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若 杉 隆 平

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工事の名称
新潟県立大学体育館天井落下防止対策及び改修工事
 - (2) 工事の場所
新潟市東区海老ヶ瀬471番地
 - (3) 工事の仕様等
仕様書、工事図面及び設計書による。
 - (4) 工事期間
契約の日から令和7年10月31日（金）まで

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和7年6月24日(火)から令和7年7月9日(水)まで(公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 交付場所

新潟県立大学総務財務部総務課
(新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地)

(2) 入札説明書に関する問合せ等

ア 問合せ方法

入札説明書等その他本件入札に関する質問事項がある場合、質問事項を記載した書面(本入札説明書に定める様式に限る。)を、ウに定める問合せ先に直接持参又はファクシミリによる送信の方法で提出すること。

イ 問合せ受付期間

令和7年6月24日(火)から令和7年7月9日(水)まで(公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 問合せ先

新潟県立大学総務財務部総務課 ファクシミリ番号 025-270-5173

エ 回答方法

本入札説明書を交付した者に対して、令和7年7月11日(金)までに、質問の内容及び回答をファクシミリにより通知する。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和7年7月16日(水) 午後1時30分

(2) 場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地 新潟県立大学コモンズ3号館5401大会議室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であつて、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程(以下「契約事務取扱規程」という。)第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6・7年度新潟県建設工事入札参加資格者名簿の「建築一式工事」に係る格付けがAランクであること。

(3) 入札日現在で、新潟市内に本社、支店又は営業所を有していること。

(4) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。

(5) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立大学理事長から確認を受けている者であること。

5 本件入札に係る参加資格の確認

(1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書を提出し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

ア 提出期間

令和7年6月24日(火)から令和7年7月14日(月)まで(公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時15分まで

イ 提出場所

新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地
新潟県立大学総務財務部総務課

ウ 提出方法

本人(法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人による持参または郵送とする。(郵送の場合は、書留に限る。令和7年7月14日(月)午後5時15分必着)

エ 提出書類及びその部数

競争入札参加資格確認申請書 1部

(2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時 令和 7 年 7 月 15 日 (火) 午前 10 時から午後 4 時まで

イ 交付場所 (1) イに掲げる場所

6 入札者に求められる義務

5 (1) に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書を提出した者は、3 (1) に定める日の前日までの間において、当該書類の内容について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

7 入札の方法

(1) 入札は、次のいずれかの方法によること。

本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

(2) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

8 開札の方法

(1) 開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(2) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行うものとする。ただし、無効入札を行った者は、再入札に参加することができない。

(3) 再入札は 1 回を限度とする。

9 落札者の決定方法

(1) 入札に参加した者のうち、予定価格以下、最低制限価格以上の範囲で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) (1) の者が 2 以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(3) 8 (3) に定めるところにより再入札を行っても落札者がいない場合は、契約事務取扱規程第 33 条第 1 項第 5 号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって申し込みをしたものと随意契約の交渉を行うことがある。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 契約事務取扱規程第 16 条第 1 項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、契約事務取扱規程第 42 条第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

13 契約書及び契約条項

「建設工事請負契約書（案）」のとおりとする。

12 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

(3) 工事期間の変更協議

契約締結後、やむを得ない事由により 1 (4) に定める工事期間の変更が必要となった場合には、別途協議に応じるものとする。

(4) その他

本件入札及び委託契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。